



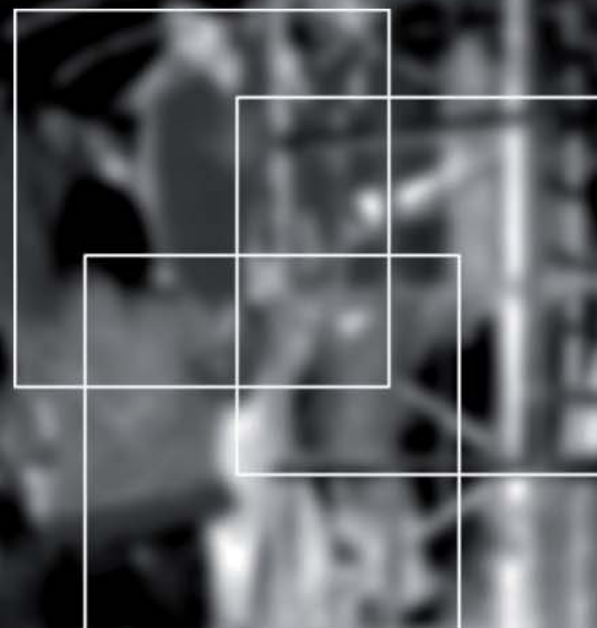
Japan and the ILO



International
Labour
Organization

ASIAN 2006
DECENT WORK
DECADE 2015

日本語版
JAPANESE



国境を越えて働く人々にも
人間らしい仕事を

PROMOTING DECENT WORK
FOR FOREIGN MIGRANTS

ILO/Japan Regional Project on Managing Cross-Border
Movement of Labour in South-East Asia

移動労働者は、労働力を提供するどの国にとっても重要な担い手である。人間どうし、同じ働く者として尊厳をもって接しようではないか。

ILO事務局長 ファン ソマビア

仕事の現実

アジア地域における仕事の現実として、移動労働者は常に必要とされており、故郷から遠く離れて仕事を探さざるを得ないことも多いということがあります。こうした現実においても、少なくとも多くの国が批准し受け入れたILO基本条約で保障された権利に関しては、すべての労働者が等しくもつべきです。しかし、移動労働者は、至るところでこうした権利が侵されたとの報告が跡を絶たず、賃金の不払いや不足、その国に着くやいなやはるかに低い賃金や労働条件を強いられ、ときには政

府機関からのいやがらせを受け、長すぎる労働時間、職場への拘束、暴力、性的虐待のほか。言葉や文化の違いからくる意思疎通の問題にも直面しています。さらに悪いことに、移動労働者は意思に反して働かされる人や、人間らしい自由もない劣悪な環境に引き込まれる人も多くいます。



越境労働力に関するILO/Japan Project



移動労働者を含めたすべての労働者が、本来必要な保護を受けられ、地域社会や経済が等しく繁栄できるためには、国はどのように対策を講ずるべきでしょうか。

ILO/Japanプログラムが実施した「東南アジアにおける越境労働力適正管理事業」などを通じて、政府職員は、他国からの労働者の労働条件を向上させることにより、自国の労働者に対する保護につながることがわかってきました。また、二国間の協力により、越境してくる労働者が不当に扱われたり人権、働く権利が損なわれたりするのを防ぐことができることもわかりました。

何よりも大事なものは、越境労働力に対する適正管理こそが、非正規の越境労働力の減少につながり、労働力を送り出す国、受け入れる国の双方の経済発展に貢献するということです。

この広域事業は、労働者団体、使用者団体はもちろんのこと、次に挙げる政府機関の全面的な協力の下に進めてきました。

- ▶ タイ労働省
- ▶ カンボジア労働職業訓練省
- ▶ ラオス労働社会福祉省
- ▶ インドネシア東ジャワ州政府

DECENT WORK FOR FOREIGN MIGRANTS

このILO/Japan Projectは、2006年から2010年12月の5年間かけて行われ、その成果は政府や労使団体に引き継がれることになります。また、考え方や政策に変革をもたらし、越境労働力の管理について新たな手法をつくることに貢献しました。この冊子は、ILO/Japan Projectの成果と与えた影響を取り上げますが、それは次の4つの目標に基づくものです。



I. 調査と情報共有を通じて越境労働力に関する知見を広げること。

II. 適正な労働力管理政策が行われ、すべての移動労働者の権利が保護されるよう唱えること。

III. 政府職員、労使関係機関、NGOの能力向上を図り、越境労働に関する諸手続の適正化に貢献すること。

IV. 移動労働者の出身地域において、送金された資金の効果的な活用や、帰郷後の起業を推進すること。

I. 労働力移動に関する幅広い知識基盤の確立

移動労働力の管理はとても複雑なため、政府職員、労使その他の人々が、その長期的な計画や政策を確立させるためには、様々な実情や成功事例などの有用な知識を入手し、理解して活用できるよう支援していくことが不可欠となっています。この事業の実施においては、有用な知識を取りまとめ、地元の言葉に翻訳して周知することにより、移動労働力のことを一般の人々に語りかけてきました。この広域事業は、政労使機関がそうした知識を入手して重要性を理解できれば、そこから得られるものは大きいことを示す事例となりました。

このILO/Japan Projectは、重要な知識基盤を広げ、すべての関係者が有用な情報を入手して労働力移動について考えるための機会を提供してきたといえます。



得られた成果

- ▶ 労働力を送り出す側と受け入れる側の双方の政策立案者や実務者が越境労働力問題について理解を深め、越境労働者の権利を保護する政策や手段について、着実に導入し、又は改善した。
- ▶ タイでは、政府職員などの関係者は、越境労働力による貢献が、えび加工業などにおける越境労働力の保護、児童労働の防止、強制労働の撲滅に向けた第一歩だと認識しつつある。
- ▶ 労働力移動問題は、カンボジア、インドネシア、ラオス、タイにおけるディーセントワーク国別計画に反映される見通しである。
- ▶ ラオスでは、労働者が、必要に迫られてではなく、自分の意思で越境労働を選択できるよう、国内と国外の雇用の双方を推進する中期計画を確立した。
- ▶ ラオス労働社会福祉省は、国内及び国外の雇用情報を集積した労働市場情報システムを確立した。
- ▶ インドネシア東ジャワ州政府は、移動労働者の権利とその支援について幅広く議論するため、政労使及びその枠組みを超えた政府、NGOの代表が一堂に会して労働力移動問題に関する社会対話のしくみを確立した。



出版物及び教本

- ▶ 越境労働者に対する法の平等と裁判を受ける権利に関する法律家のための教本(ビルマ語、タイ語)
- ▶ 移民労働者に関するILO97号条約(改正)〈1947年〉、劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関するILO143号条約〈1975〉(タイ語訳)
- ▶ 越境労働に関する多国間協力:タイと周辺各国との間で交わされた覚書からわかったこと。
- ▶ タイにおける越境労働力政策、法令の枠組み、管理機関と移民圧力の検証
- ▶ タイにおける越境労働力政策、管理及び移民圧力に関する総合報告



出版物及び教本

- ▶ 移動労働力に関する多国間取決め
(タイ語訳)
- ▶ カンボジアにおける越境労働力管理、政策及び法的枠組みに関する検証
- ▶ 移動労働者の送金事情：ラオス、タイ及びカンボジア
- ▶ カンボジアに関する労働力移動政策
- ▶ タイにおける労働力移動政策の検討課題：長期的な競争力確保に向けて



II. 適正な労働力管理政策のための主唱

脆弱な法令や組織的な枠組みや、越境労働に関する一貫しない政策のために、越境労働は実務上の矛盾に直面し、思わぬ形で他分野の政策や施策を損なうことがあります。

労働力移動管理が抱える課題として、越境労働の適正化政策、強い法的枠組み、国際的あるいは社会対話に基づく労働力移動の効果的な管理などが挙げられます。ILO/Japan Projectが直接支援したこれまでの4年間で、数々の労働力移動に関する政策が改善されてきました。



カンボジア 労働力移動政策の開始式



タイ 国連機関、政府及び社会が共同で参画



タイ 法制関係者の参画

得られた成果

- ▶ カンボジア労働職業訓練省は、初めて越境労働政策指針を制定した。これをもとに、カンボジア人を国外に送り出す場合の包括的な規則が策定段階にある。
- ▶ カンボジアの官民フォーラムの第8次ワーキンググループにおいて、越境労働問題を討論した結果、越境労働者のパスポート発給に要する費用を低く抑えることとなった。
- ▶ ラオス労働社会福祉省は、国内での雇用サービスと国外雇用諸手続に関する雇用サービス政令を制定した。
- ▶ タイ議会の労働委員会は、越境労働に関する包括的な手数料令の草案にとりかかっている。
- ▶ インドネシア東ジャワ州政府と法制関係者は、移住労働者の配置と保護に関する条例を制定し、2011年東ジャワ州法制に組み込まれることとなった。
- ▶ 東ジャワ州計画委員会は、2010年東ジャワ州行動計画に移動労働問題を取り上げた。

東ジャワ州における州当局と労働者送だし機関とで交わされる覚書の調印



III. 越境労働に関する適正管理 のための能力向上

国際的な労働力移動は、この数十年で多様化、複雑化してきました。多くの開発途上国は、程度の差はあれ労働力の送出国であると同時に受入れ国にもなっています。就労目的の入国を効果的に管理（関係業者の許認可と監視も含む。）するための適正な政策、機能および体制についての理解が不足しているため、カンボジア、ラオス及びタイにおける適正な自主管理が十分に行われているとはいえません。この事業の実施を通じて、より多くの人々が、越境労働をしようと考えているかどうかに関わりなく、送出国と受入れ国の双方で政府の事務処理能力や政治主導の必要性を認識してくれました。

タイ政府は、労働者雇用に係る協力に関し、ラオス及びカンボジアと覚書を締結しています。しかし、覚書に基づき送られてくる越境労働者数は、タイの使用者が必要とする労働者数よりはるかに少ないのです。政府の自主管理が適正に行われ、かつ越境労働によるメリットを労働者が最大限に活かせるよう、ILO/Japan Projectは、送出し、受入れ側双方の国の政府職員や労使の能力向上を図るよう機会を提供してきました。

左： えび加工業に関するタイ労働省、外務省、商務省及びILOによる合同セミナー

右： タイ労働組合のための能力向上教育



得られた成果

- ▶ カンボジア労働職業訓練省は、カンボジア送出し機関協会の設立を承認し、2008年にはカンボジア使用者団体 (Cambodian Federation of Employers and Business Association) の会員となった。
- ▶ カンボジア労働職業訓練省は、送出し機関と越境労働者向けに業務契約標準を策定した。
- ▶ タイとインドネシア東ジャワ州では、労働事務所とNGOとの間での協力関係により、越境労働者の権利保護が強化され、法的サービスの支援を受けられることとなった。
- ▶ 東ジャワ州では、移動労働者の相補扶助組合 (SBMI) が15の地区で設立された。
- ▶ ラオス労働社会福祉省は、労働力開発長期戦略(2011-2020)を策定し、国外で働くラオス人労働者及びラオスで働く外国人の保護と非正規越境労働の減少防止を図ることとした。
- ▶ タイ人間の保障開発基金は、労働省とともに越境労働者の国籍認証手順 (不法就労外国人をタイ政府の協力の下にその出身国が認証する手続) の透明化と手続期間の短縮に向けた作業を行った。
- ▶ タイのターク県では、法制関係訓練ワークショップと携行マニュアルにより、越境労働者や支援するNGO職員が越境労働者の権利を法廷で主張したり、あるいは労働事務所の協力を得ることができるようになり、2008年12月にブリュッセルで行われたヨーロッパ国連越境労働開発会合でも事例として紹介された。

IV. 送金された資金の効果的活用と 帰郷後の起業の推進

移動労働により送金された資金は、その出身地の家計だけでなく国家レベルにも影響を与えます。送金により家計は購買力を増加させて日々の消費、健康管理、教育や借金返済に多くのお金を充てられるようになります。送金された資金を元手に家族経営や共同経営の仕事をはじめることで、移動労働者が力を持ち、個人や地域の生活基盤が形成されることになり、送金資金や移動労働に頼らなくてもよくなることにつながります。



▲ 東ジャワ州の協同組合



▲ インドネシア東ジャワ州における企業開発講習

ILO/Japan Projectでは、移動労働の成果を本人、家族、さらに国の経済から見ても最大化できるよう送金資金の生産的な投資を勧めてきました。

得られた成果

- ▶ インドネシア東ジャワ州の東南アジア食品農産物技術センターにおいて、ILOが進める企業支援講習 (SIYB) と企業内女性地位向上訓練 (GET Ahead) により、移動労働経験者は食品加工の起業に取り組んだ。
- ▶ 東ジャワ州の少額貸付組合は、地域経済活動を活性化させて、村にいる移動労働に行かない女性に対する雇用を創出した。その成功事例は、2008年12月にブリュッセルで行われたヨーロッパ国連越境労働開発会合でも紹介された。
- ▶ 東ジャワ州の移動労働者協同組合連合は、そのネットワークを強化し、情報を共有し、会員が政府プログラムを利用できるよう対象地域で仕組みづくりをした。
- ▶ 東ジャワ州では6つの移動労働者協同組合が政府に登録して効果的に機能している。
- ▶ 東ジャワ州の労働力事務所と協同組合事務所は、独自予算で、移動労働者協同組合を強化するための支援を続けている。
- ▶ タイの銀行協会と商業銀行の一部は、送金手段の重要性を理解し、越境労働者が金融サービスを利用できるよう、ATM機にビルマ語を使えるようにするなど円滑化を図っている。



東ジャワ州における協同組合の製品

東ジャワ州における好事例の草分け

インドネシア東ジャワ州において、移動労働を経験した女性のグループは、帰郷後にその送金した資金を最大限に活用したいと思っていました。ILO/Japan Projectは、好事例を他でも始めることとし、6つの移動労働者協同組合に技術支援を行って管理能力を強化し、主要な政府機関に登録して地方の協同組合管理当局との連携を深めるよう支援しました。

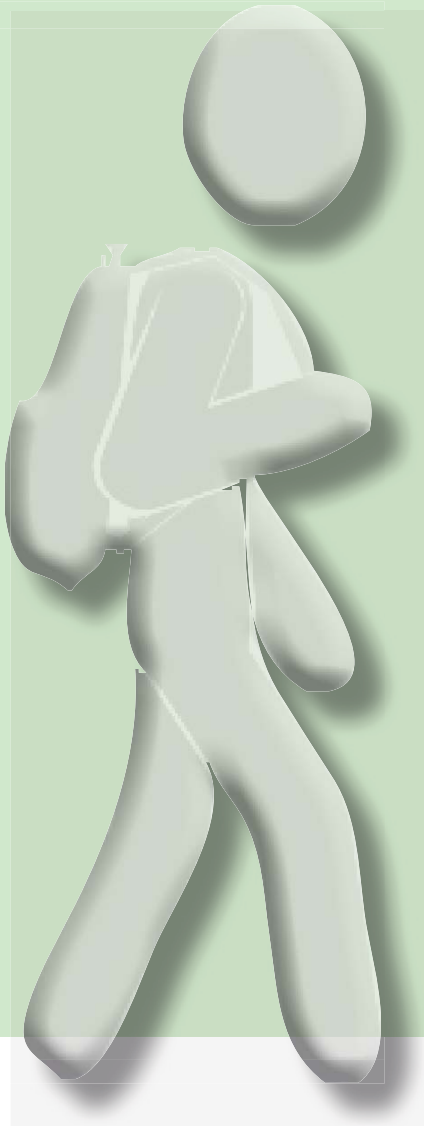
プロジェクトが提供した訓練により、女性会員は管理や起業に必要な技術に磨きをかけ、仕事の始め方や協同組合をよりよく運用する方法を学びました。今日、各協同組合は、食品、農産物から肥料、事業資金に至るまで様々な物を提供しています。資金は、収入を増やす活動だけでなく、健康管理や教育資金にも使われています。協同組合は、こうして経済活動を作り出して村の他の女性たちの雇用を創り出してきました。彼らは、移動労働に出ようと思っている人たちに対して安全な移動労働についての情報を与えてくれ、国外から帰ってくる労働者たちを支援しています。



インドネシア東ジャワ州に
おける協同組合での作業風景



東南アジアの労働力移動に関する課題



- ▶ 人口の高齢化、労働力の格差と域内の経済不均衡
- ▶ ASEANその他の地域統合による影響;労働力移動の自由化圧力、生産性向上と世界規模での競争力
- ▶ 労働力移動における女性への偏り、越境労働者の密航、非正規労働力移動の増加と情報不足
- ▶ 組織的疲弊、越境労働政策の不整合と省庁間連携の脆弱さ
- ▶ 二国間、多国間協力と、越境労働と発展との関連付け

ILO/Japan Multilateral Programme

Since 1974

**Unemployment
Insurance
ASEAN**

**Industrial
Relations
ASEAN**

**Cross-border
Migration**

**Thailand, Cambodia,
Laos, Indonesia**

**Occupational
Safety & Health
Viet Nam**

**Greener
Business
Philippines,
Thailand**

**Youth
Employment
Sri Lanka**

Contact: Mr Pracha Vasuprasat, Chief Technical Adviser, Migration Project
Mr Muhamad Nour, Programme Officer in East Java
Mr Kenichi Kamae, Chief Technical Adviser, ILO/Japan Programme

Email: BKK_JAPANTC@ilo.org
Information: <http://www.ilo.org/japantc>

DECENT WORK

A better world starts here.



ILO/JAPAN MANAGING CROSS-BORDER MOVEMENT OF LABOUR IN SOUTH-EAST ASIA
JAPAN MULTI-BILATERAL PROGRAMME
INTERNATIONAL LABOUR ORGANIZATION
REGIONAL OFFICE FOR ASIA AND THE PACIFIC

UNITED NATIONS BLDG, 10th FLOOR,
RAJDAMNERN NOK AVE, BANGKOK 10200, THAILAND
TEL. +66 2288 1234, FAX. +66 2288 3062
www.ilo.org/asia